

## 第8章 損害評価会及び損害評価員等

### ( 損害評価会の設置 )

**第212条** この組合に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員35人以内をもって組織する。

### ( 損害評価会の委員の任期 )

**第213条** 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

### ( 損害評価会の会長 )

**第214条** 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

### ( 損害評価会の部会 )

**第215条** 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

### ( 損害評価会の会議 )

**第216条** 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### ( 損害評価員 )

**第217条** この組合に損害評価員500人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に

従事する。

3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。

4 損害評価員の任期は3年とする。ただし、地区の実情に応じて1年とすることができる。

(NOSAI 部長・共済連絡員)

**第218条** この組合に、集落(又はこれに準ずる地区)ごとに NOSAI 部長を置く。ただし、集落の状況に応じて NOSAI 部長のほかにも共済連絡員を置くことができるものとする。

2 NOSAI 部長及び共済連絡員は、共済掛金の徴収、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。

3 NOSAI 部長及び共済連絡員は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 NOSAI 部長及び共済連絡員の任期は3年とする。ただし、地区の実情に応じて1年とすることができる。

(報酬)

**第219条** 損害評価会の委員、損害評価員、NOSAI 部長及び共済連絡員には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。